内部評価

平成24年度 事務事業自主点検シート

様式1-1

調書番号 43

 事業名
 視覚障害者援護費
 財務コード (事業)
 080707

 細事業名
 視覚障害者生活訓練事業費

担当部課室 福祉保健 部 障害福祉 課 地域生活支援 担当 (内線) 3213

I 事業の概要

実施期間	始期 S40 年度 ~ 終期 年度
実施主体	補助((福)山梨ライトハウス)
事業の目的	誰(何)を対象に中途失明者本の対象をどのような状態にして生活訓練や助言等を通じて、社会参加に必要な能力を習得する。社会参加の促進
事業の内容 ※主に 23年度	中途失明者を対象とした生活訓練の委託(視覚障害者の状況や希望に合わせて、各種の訓練を行っている) ・委託先:(福)山梨ライトハウス ・委託事業:①点字訓練 ②パソコン訓練 ③スミ字訓練 ④感覚・歩行訓練 ⑤家庭生活訓練
根拠法令等	視覚障害者生活訓練事業実施要綱

Ⅱ 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度		22年度	23年度		24年度	25年度		事業目標の考え方	
		実績値	目標値	実績 値	見込値	目標値		ず 未口伝いちん刀	
活動指標	①点字訓練 ②パソコン訓練 ③スミ字訓練 ④感覚·歩行訓練 ⑤家庭生活訓練	348回	290回	344回	344⊡	348回	活	目標設定の考え方 23年度実績値は22年度実績値を 下まわったため、22年度実績値以 上を目標とする。 データの出典等	
/示	活動指標達成率 (実績値/目標値)			118.6 %				事業実績報告書	
成果指標	訓練後の中途失明 者に対する相談と 助言	30件	40件	48件	48件	50件	成果指標	目標設定の考え方 前年度実績値の3割増 データの出典等	
1215	成果指標達成率 (実績値/目標値)			120.0 %				事業実績報告書	
決算額、予算額		784		784	785	785	5	成果指標によらない成果	
(=	千円) うち一財額	437		465	393	393		ででは ででは ででは でである。 では では である。 では でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	
Ī	所要時間(直接分)	8 時間		8 時間	8 時間	8 時間	女性	を対象とした家庭生活訓練など既	
所要時間(間接分)		時間		時間	時間	時間		の訓練を受けた視覚障害者が訓練 加する機会が増えている。	
所要時間計		8 時間		8 時間	8 時間	8 時間	\C_	- NH 1 - NIX 本 N - 5日 C C A O 0	
人件費コ자 単位:千円 (@2,050円×所要時間)		16		16	16	16	6		

Ⅲ これまでの事業の見直し・改善状況

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1)事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)				
数值判定	数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること		
活動指標				
b	Ъ			

a:予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b:予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c:予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d:予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2)事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)			
数值判定		成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること	
H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	視覚障害者に特化した生活訓練事業は当該事業のみであり、中途失明者の多くが事業に参加して自立生活への移行を果たしていることから、意図した成果を上げている。	
a	a		

a:意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b:意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c:意図し成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d:意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)			
見直しの必要性	説明	IV以外の 判断項目	
有	全体的には意図した成果を上げているが、訓練項目によっては目標値を下回っている訓練(点字訓練:30回→26回、スミ字訓練:25回→7回)もあるため、更なる周知が必要である。	m	

[「]IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担 (g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果	k) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局	による再評価
見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目

[「]Ⅳ以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	訓練の開催を中途失明者が知ることが困難であるので、周知の方法を以下のとおり改めることとする。視覚障害者は、インターネットのメールを読み上げるパソコンを持っているので、山梨県視覚障害者福祉協会から、会員の全員にメールを通じて周知する。このことにより、中途失明者が訓練の開催を認識し、訓練回数の増加が見込まれる。

[・]見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。